

# 十分な幅員が確保された歩道脇の無蓋の側溝における 自転車転落事故で道路管理の瑕疵が争われた事例

— 静岡県道自転車転落事故損害賠償請求事件 —

道路局道路交通管理課 岡崎 之彦

〔一審判決〕平成一七年二月一日

静岡地方裁判所 請求一部認容（確定）

## はじめに

国家賠償法二条一項の营造物の設置又は管理の瑕疵とは、营造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、瑕疵があつたか否かは、当該营造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべきものである。

今回の事例紹介は、自転車走行中、十分な幅員が確保された歩道脇の無蓋の側溝に転落した原告が、道路管理者に対し、国家賠償法二条一項に基づき、損害賠償を請求した事件を取り上げ、道路の通常有すべき安全性についての裁判所における判断を紹介することとする。

## 一 事案の概要等

### 1 請求

被告は、原告に対し二、六〇六万円及びこれに対する本件事故の日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

### 2 事案の概要

本件は、原告が自転車走行中、被告が管理する道路の無蓋の側溝に転落し怪我をしたと主張して、被告に対し、国家賠償法二条一項に基づき損害賠償金の支払とこれに対する事故の日から民法所定年五分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

### (1) 争いのない事実

① 静岡県藤枝市小石川町県道藤枝大井川線

（以下「本件県道」という。）の東側歩道脇側溝（以下「本件事故現場」という。）は、被告が管理する。

② 原告は、平成一二年三月五日午後八時一〇分ごろ、自転車を運転して本件事故現場を南から北に進行中、蓋が破損し取り外された状態の無蓋の側溝部分に転落し、顎を前方の蓋に衝突させ、下顎骨折、オトガイ、下唇裂傷、歯牙脱臼の傷害を負った（以下「本件事故」という。）。

③ 原告は、上記傷害の治療のため、平成一二年三月五日から同年四月一七日まで、平成一四年二月二五日から同年三月七日までそれぞれ藤枝市立病院口腔外科に入院し、平成一二年四月一八日から平成一五年五月一四日まで（実通院日数五〇日）同病院に

通院し、平成一四年三月二〇日から同年九月一三日まで（実通院日数一九日）歯科医院に通院した。

## 二 主な争点と当事者の主張

### 1 主な争点

争点1 被告に、本件事故現場の側溝を無蓋のまま放置した管理の瑕疵があるか。

争点2 原告に過失があるか。過失相殺の割合はどの程度か。

### 2 当事者の主張

(1) 争点1 被告に、本件事故現場の側溝を無蓋のまま放置した管理の瑕疵があるか。

#### ① 原告の主張

本件県道には、幅員二・五mの歩道が設置されており、側溝部分を含め歩行者の通行や自転車による通行が可能である。自転車が歩道を走行することは、歩行者の通行に危険を及ぼすような走行をしない限り、事実上の規範として広く社会的に容認されている。また、自転車や歩行者が側溝上を通行することも当然に予測される。したがって、本件県道の管理者である被告は、このような側溝上を走行する自転車や歩行者があることを予測して、危険が及ばないよう側溝に蓋をし、あるいは、

転落防止のための防護柵を設置する等の適切な管理をするべきである。

被告は、本件事故現場の側溝が無蓋のままであることを放置し、何らの転落防止のための措置をしていなかったから、管理の瑕疵がある。

#### ② 被告の反論

本件県道は、一車線の幅員二・八mの片側一車線の道路であり、自動車走行上、十分な幅員のある道路である。本件県道には両側に歩道があり、東側歩道の幅員は二・五mであり、歩行者のみならず自転車で走行するにも十分な安全が確保されている。歩行者や自転車は、通常この歩道を通行している。本件事故現場は、この歩道の脇にある幅約七〇cmの側溝部分である。以上によれば、この側溝は、もっぱら雨水等の排水を目的とし、歩道の幅員確保のために側溝上を歩行者や自転車が通行することを本来予定しているものではない。したがって、上記の側溝を自転車で走行することは、本来の用法に基づくものではない。また、原告は、道路交通法一七条、一八条に違反して歩道脇の側溝側端を走行した。本件事故現場は、側溝の西側に電柱があり、東側にフェンスが設置されていて、その間わずか八三cm程度の隙間しかなかった。しかも、

本件事故現場南側手前の側溝上には、隣家の備品等が置かれ、事実上も側溝上を歩行者や自転車が通行していたとは考えられず、その必要性もまったくなかった。原告は、十分走行することが可能な歩道があるのに、上記の電柱とフェンスの隙間を自転車ですり抜けようとしたものであるが、前記のとおりこのような走行をする必要性はなんらなく、常識的には考えられない走行をした。

本件事故現場には、電柱に街灯が設置されており、本件事故当時、本件県道には相当量の通行車両があり、そのライト等によって、本件事故現場の状況が確認することができる程度の明るさがあった。したがって、原告が本件事故現場の側溝に蓋がないことを確認することは、比較的容易であったから、原告が本件事故を回避することは比較的容易であった。我が国の現在の道路事情に照らせば、市街化区域内の舗装道路でも無蓋側溝や一部分だけ有蓋の側溝は珍しくなく、側溝上を自転車で通行する原告としては、蓋の有無を注視して運行上の安全を確認しながら通行すべきである。

被告は、本件事故現場において、従前同様の事故があったとの報告を受けていない。

以上によれば、本件事故現場の側溝に蓋がなく、また、転落防止措置を講じていなかった

たことは、何ら瑕疵にあたるものではない。

- (2) 争点2 原告に過失があるか。過失相殺の割合はどの程度か。

① 被告の主張

原告の走行は、道路交通法に違反すること、原告は、何らの必要性がなく、常識的には考えられない側溝上のわずかな隙間をすり抜けようとしたこと、原告が本事故現場の側溝に蓋がないことを確認することは比較的容易であったこと、わが国の現在の道路事情に照らせば、原告は、本事故現場付近の側溝を通行するに当たり、蓋の有無を注視し運行上の安全を確認しながら通行すべきであるのにこれを怠ったこと、以上の原告の過失があり、これらを総合的に判断すれば、少なくとも九割の過失相殺をすべきである。

② 原告の反論

自転車が歩道を走行することは、事実上の規範として広く社会的に容認されており、これを直ちに違法視すべきではない。

原告は、自然に本事故現場の側溝を通行したにすぎない。また、本事故当時、本事故現場付近の歩道には歩行者がなかったのであるから、原告が歩道や側溝を通行したことは、なら歩行者の通行を妨げるものではなく、原告に過失はない。

自転車で通行する者は、通常、側溝の有蓋部分が続いていれば、その先も有蓋と考えるのが普通であり、原告もこのように考えて走行したのであるから、原告が非難されるいわれはない。被告が転落防止措置を施すことは簡単なことである。

なお、本事故現場付近は、夜間で暗く、ましてや、原告は、無蓋部分があると予測していないから、事前に無蓋部分を発見することは、困難であった。

また、側溝、本事故現場のように電柱とフェンスにはさまれた側溝であっても、自転車や歩行者が通行することを予測して、転落防止等の措置をとるのが道路管理者である被告の基本的義務である。

以上によれば、被告の過失相殺の主張は、理由がない。

### 三 主な争点に対する裁判所の判断

#### 主 文

被告は、原告に対し、七〇〇万円及びこれに対する本事故の日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え

#### 1 管理の瑕疵の有無について（争点1）

- (1) 国家賠償法二条一項にいう营造物の設置又

は管理の瑕疵とは、营造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、この判断に当たっては、当該营造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的、個別的に判断すべきものであると解するのが相当である。

- (2) 前記争いのない事実等によれば、以下の事実が認められる。

ア 本件県道は、本事故現場付近において、ほぼ南北に走る一車線の幅員約二・八mの片側一車線の道路であり、自動車が行き止まる上で十分な幅員のある道路である。

本件県道の本事故現場付近には、両側に歩道があり、このうち東側歩道の幅員は、約二・二五m（緑石車道側からの距離）であり、歩行者のみならず自転車で走行するにも十分な幅員が確保されている。この歩道の東側に有蓋の側溝が設置されている。上記歩道と側溝の蓋（コンクリート製）とは、ほとんど高低差がない。本件県道、上記歩道及び側溝は、本事故現場付近ではほぼ直線である。本事故現場付近は、市街地である。

自転車がこの歩道を通行する場合、通常側溝部分ではなく、この歩道部分を通行している。本事故現場は、この歩道の東側

脇にある側溝部分であるが、この側溝部分は、幅約七〇cm、深さ約七〇cmであり、本件事故当時、本来あるべきコンクリート製の蓋一個（約五〇cm×約七〇cmの大きさのもの）が損壊し存在しなかった。

本件事故現場は、側溝の西側に電柱があり、東側にフェンスが設置されていて、その間わずか約八三cm程度の隙間しかなかった。本件事故現場付近には、街灯が設置されていた。

イ 原告は、平成一二年三月五日夜、自転車で自宅からカラオケに行く途中、本件事故現場付近でスナックを営む知人を見舞うため、本件事故現場手前で本件県道を横断し、その東側の歩道・側溝を南から北に向かって走行し、本件事故現場の直前では、側溝を通行していたが、同日午後八時一〇分ごろ、前記電柱とフェンスではさまれた側溝を通り抜けようとしたところ、本件事故現場で側溝の蓋がなかったため、側溝に転落した。

ウ 本件事故現場で、本件事故以前に転落事故が発生したことは、報告されていない。

(3) 以上認定したところによれば、本件県道脇に存在する有蓋側溝は、本来雨水等の排水を目的として設置されたものであって、自転車

が走行することを本来の目的として設置されたものではないと認められる。しかも、本件事故現場付近は、十分な幅員の歩道が設置されており、自転車がこの歩道を走行することに支障がなく、特に本件事故当時、歩道に歩行者はなく、原告が歩道を走行することに何ら支障がなかった。加えて、本件事故現場は、わずかに約八三cmの隙間部分である。

しかしながら、上記側溝は、歩道に接し、これとほとんど高低差がないこと、以上認定のこの側溝の位置、構造等によれば、この側溝上を歩行者はもちろん、自転車が通行することに格別の支障がないと認められること（本件事故現場手前の側溝上に備品等が置かれていたとしても、それは側溝上の一部分にすぎず、本件事故現場付近の側溝上を自転車が通行する支障となるものではない）、歩道脇に設置された有蓋の側溝上を自転車が走行することは、経験上ありうること、自転車が道路交通法の規定に違反して歩道の右側端を走行することも、経験上ありうること、以上の諸事実を総合考慮すると、上記有蓋側溝上を自転車が通行することは、通常予測することができるものであると認めるのが相当である。なお、本件事故前に本件事故現場で転落事故が発生したとの報告がされていないことは、何ら前

記の認定を左右するものではない。

そして、本件事故現場は、有蓋側溝のうち、蓋が一個だけ存在しなかったものであることと、本件事故現場付近には、街灯があり、また、原告が運転していた自転車等の照明もあったが、これらが本件事故現場の側溝に蓋が存在しないことを容易に発見することができる程度の明るさであったとは認められないことをも考慮すると、自転車で本件事故現場付近の側溝を通行すれば、蓋が存在しない側溝部分に転落する危険があるから、本件事故現場の側溝に蓋が存在しなかったことは、その通常有すべき安全性を欠いていたといわざるを得ない。

(4) 以上によると、前記側溝には管理の瑕疵があると認められ、被告は、国家賠償法二条一項に基づき、本件事故によって原告が被った損害を賠償する責任がある。

## 2 過失相殺の可否・程度について（争点2）

(1) 前記認定のとおり、本件事故現場付近には、車道のほか幅員約二・二五mの歩道があり、この歩道は、自転車で通行するに十分な幅員があること、自転車で歩道を通行する場合、通常この歩道部分を通行し、歩道に接する側溝部分を通行しないこと、本件事故当時、原

告がこの歩道を自転車で行き止るに何ら支障はなかつたこと、側溝部分は、幅約七〇cmにすぎず、有蓋の構造であること、特に、本件

したがって、原告の本訴請求は、上記の限度で理由があり、その余は理由がないから、主文のとおり判決する。

事故現場は、電柱とフェンスに挟まれた約八三cmの間隔しかなく、原告がこの側溝部分を通行したのは、ひたたくり被害にあわなため、車道から一番遠くを走行したというのであるが、上記のような歩道と側溝の状況からすれば、ひたたくり被害にあわなためであっても、歩道を通行すれば足り、側溝上を通行する必要性は乏しいこと、原告が側溝上を通行したことが本件事故の発生に寄与していること、以上の点を総合すると、原告が側溝上を自転車で行き止ることは、本件損害賠償額を算定するにあつて過失相殺をすべき事由に該当するといふべきである。

(2) 前記認定の瑕疵の内容等と原告の上記過失を比較すると、原告の損害額から四割を控除するのが相当である。

#### 4 結論

以上によれば、原告は、被告に対し、国家賠償法二条一項に基づき、本件事故による損害賠償金として、七七〇万円及びこれに対する本件事故の日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求めることができる。

当事者の主張及び裁判所の判断のポイント

	原告の主張	被告の主張	裁判所の判断
<p>争点 1</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県道の管理者である被告は、側溝上を走行する自転車や歩行者があることを予測して、危険が及ばないよう側溝に蓋をし、あるいは、転落防止のための防護柵を設置する等の適切な管理をするべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>側溝は、もっぱら雨水等の排水を目的とし、歩道の幅員確保のために側溝上を歩行者や自転車が通行することを本来予定しておらず、側溝を自転車で走行することは、本来の用法に基づくものではない。</li> <li>道路交通法17条、18条に違反して歩道脇の側溝側端を走行した。</li> <li>十分走行することが可能な歩道があるのに、電柱とフェンスの隙間を自転車ですり抜けようとしたものであるが、常識的には考えられない走行</li> <li>状況を確認することができる程度の明るさがあり、側溝に蓋がないことを確認することは、比較的容易</li> <li>無蓋側溝や一部分だけ有蓋の側溝は珍しくなく、側溝上を自転車で通行する原告としては、蓋の有無を注視して運行上の安全を確認しながら通行すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>側溝上を歩行者はもちろん、自転車が通行するに格別の支障がない</li> <li>歩道脇に設置された有蓋の側溝上を自転車が走行することは、経験上ありうる</li> <li>自転車が道路交通法の規定に違反して歩道の右側端を走行することも、経験上ありうる</li> <li>↓ (考慮)</li> <li>●上記有蓋側溝上を自転車が通行することは、通常予測することができる</li> <li>●事故現場は、有蓋側溝のうち、蓋が1個だけ存在しなかった</li> <li>●事故現場の側溝に蓋が存在しないことを容易に発見することができる程度の明るさであったとは認められない</li> <li>↓ (考慮)</li> <li>●自転車で事故現場付近の側溝を通行すれば、蓋が存在しない側溝部分に転落する危険</li> </ul>
<p>争点 2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原告は、自然に事故現場の側溝を通行したにすぎない。</li> <li>原告が歩道や側溝を通行したことは、なんら歩行者の通行を妨げるものではなく、原告に過失はない。</li> <li>自転車で通行する者は、通常、側溝の有蓋部分が続いていれば、その先も有蓋と考えるのが普通</li> <li>事故現場付近は、夜間で暗く、原告は、無蓋部分があるとは予測していないから、事前に無蓋部分を発見することは、困難</li> <li>事故現場のように電柱とフェンスにはさまれた側溝であっても、自転車や歩行者が通行することを予測して、転落防止等の措置をとるのが道路管理者の基本的義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原告の走行は、道路交通法に違反</li> <li>原告は、常識的には考えられない側溝上のわずかな隙間をすり抜けようとした</li> <li>側溝に蓋がないことを確認することは比較的容易であった</li> <li>側溝を通行するに当たり、蓋の有無を注視し運行上の安全を確認しながら通行すべきであるのにこれを怠った</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故現場付近には、車道のほか幅員約2.25mの歩道があり、この歩道は、自転車で通行するに十分な幅員がある</li> <li>自転車で歩道を通行する場合、通常この歩道部分を通行し、歩道に接する側溝部分を通行しない</li> <li>事故当時、原告がこの歩道を自転車で通行するに何ら支障はなかった</li> <li>事故現場は、電柱とフェンスに挟まれた約83cmの間隔しかない</li> <li>側溝上を通行する必要性は乏しい</li> <li>原告が側溝上を通行したことが事故の発生に寄与している</li> </ul>
	<p>● 事故現場の側溝が無蓋のままであることを放置し、何らの転落防止のための措置をしていなかったから、管理の瑕疵がある。</p>	<p>● 事故現場の側溝に蓋がなく、また、転落防止措置を講じていなかったことは、何ら瑕疵にあたるものではない。</p>	<p>● 事故現場の側溝に蓋が存在しなかったことは、その通常有すべき安全性を欠いていたといわざるを得ない。</p> <p>● 前記側溝には管理の瑕疵がある</p>
	<p>● 被告の過失相殺の主張は、理由がない。</p>	<p>● これらを総合的に判断すれば、少なくとも9割の過失相殺をすべき</p>	<p>● 原告が側溝上を自転車で通行したことは、過失相殺をすべき事由に該当するというべきである。</p> <p>● 瑕疵の内容等と原告の過失を比較すると、原告の損害額から4割を控除するのが相当</p>